告 示

埼玉県計量検定所長告示第一号

期検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定による特定計量器の定

令和元年七月十九日

埼玉県計量検定所長 石 川 和 正

一検査対象となる特定計量器

及びおもりを含む。 特定計量器であって、 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する ひょう量が二百五十キログラム以下の機械式はかり (分銅

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

北	幸	行	羽	蓮	白	区
本	手	田	生	田	岡	
市	市	市	市	市	市	域
おおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとり<th>おおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとり<th>令和元年九月十七日か</th><th>令和元年九月十日から</th><th>令和元年九月四日及び</th><th>令和元年九月二日</th><th>期日</th></th>	おおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおおりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとりおとり<th>令和元年九月十七日か</th><th>令和元年九月十日から</th><th>令和元年九月四日及び</th><th>令和元年九月二日</th><th>期日</th>	令和元年九月十七日か	令和元年九月十日から	令和元年九月四日及び	令和元年九月二日	期日
から午後三時までまで及び午後一時	から午後三時まで まで及び午後一時	から午後三時まで まで及び午後一時	から午後三時まで まで及び午後一時	から午後三時まで まで及び午後一時	から午後三時まで から午後三時まで及び午後一時	時間
北本市役所	駐車場	車場行田市役所西側駐	羽生市民プラザ	車場運田市役所来客駐	白岡市役所	場所

	T					1		T	
加					久		桶	伊	宮
須					喜		JII	奈	代
市					市		市	町	町
令和元年十一月五日か	令和元年十月三十一日	令和元年十月三十日	令和元年十月二十九日	令和元年十月二十八日	令和元年十月二十五日	令和元年十月十八日	令和元年十月十七日	令和元年十月十一日	令和元年十月十日
おら午後三時まで まで及び午後一時 まで及び午後一時	から午後三時まで 年前十時から正午	から午後三時まで 年前十時から正午	から午後三時まで まで及び午後一時	から午後三時まで 年前十時から正午	から午後三時まで 外ら午後三時まで及び午後一時	から午後三時まで まで及び午後一時	午前十時から正午	から午後三時まで 年前十時から正午	午前十時から正午
駐車場加須市民運動公園	鷲宮公民館	公民館) 農村センター (南	栗橋文化会館	花みずき会館	あやめ公園駐車場	オー州サン・アリー	がター	伊奈町役場	宮代町役場

	杉 戸 町			
令和元年十一月二十日	令和元年十一月十九日	令和元年十一月十二日	令和元年十一月十一日	令和元年十一月八日
から午後三時まで年前十時から正午	から午後三時まで 年前十時から正午	から午後三時まで 年前十時から正午	から午後三時まで 生前十時から正午	から午後三時までなび午後一時
地区センター	杉戸町役場	支所東側駐車場	支所南側駐車場	所南側駐車場加須市騎西総合支